

2022 年 6 月 3 日

各位

会 社 名	月 島 機 械 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 福沢 義之
コード番号	6332 (東証プライム市場)
問 合 せ 先	経営統括本部 広報室長 越智 崇
電 話	03-5560-6503

(訂正) 法定事前開示書類（会社分割）（月島水エンジニアリング分割準備株式会社、
月島マシンセールズ株式会社）の一部訂正について

2022 年 5 月 27 日に公衆の縦覧に供した法定事前開示書類「吸収分割に係る事前開示書類」について以下のとおり訂正し、以下に当該書類の全部を改めて掲載させていただきます。

なお、本資料における訂正部の記載に関しては、「月島水エンジニアリング分割準備株式会社」は「月島水エンジニアリング」という略称で表記しております。

記

(訂正前)

吸収分割に係る事前開示書類

(前略)

<本件吸収分割①に関する事項>

(中略)

2. 分割対価の相当性に関する事項

月島水エンジニアリングは、本件分割に際して当社に対して月島水エンジニアリングが承継する権利義務に代わり、月島水エンジニアリングの普通株式 980,000 株を交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、月島水エンジニアリングが当社の完全子会社であることを踏まえ、当社及び月島水エンジニアリングが協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。また、月島水エンジニアリングが本件吸収分割①に際して増加させる資本金の額は、本件吸収分割①後における月島水エンジニアリングの事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして、相当であると判断しております。

(中略)

4. 月島水エンジニアリングについての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

2022 年 4 月 1 日に設立された会社であり、最終事業年度に係る計算書類等はありません。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(中略)

<本件吸収分割②に関する事項>

(中略)

2. 分割対価の相当性に関する事項

月島マシンセールスは、本件分割に際して当社に対して月島マシンセールスが承継する権利義務に代わり、月島マシンセールスの普通株式 8,600 株を交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、月島マシンセールスが当社の完全子会社であることを踏まえ、当社及び月島マシンセールスが協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。また、月島マシンセールスが本件吸収分割②に際して増加させる資本金の額は、本件吸収分割②後における月島マシンセールスの事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして、相当であると判断しております。

(中略)

4. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(4) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙②—2 のとおりです。

(5) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(6) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(後略)

(訂正後)

吸収分割に係る事前開示書類

(前略)

<本件吸収分割①に関する事項>

(中略)

2. 分割対価の相当性に関する事項

月島水エンジニアリングは、本件分割に際して当社に対して月島水エンジニアリングが承継する権利義務に代わり、月島水エンジニアリングの普通株式 980,000 株を交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、月島水エンジニアリングが当社の完全子会社であることを踏まえ、当社および月島水エンジニアリングが協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。また、月島水エンジニアリングが本件吸収分割①に際して増加させる資本金および準備金の額は、本件吸収分割①後における月島水エンジニアリングの事業内容および当社から承継する権利義務に照らして、相当であると判断しております。

(中略)

4. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

月島水エンジニアリングは 2022 年 4 月 1 日に設立された会社であり、最終事業年度に係る計算書類等はありません。成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	200	負債の部合計	0
現金及び預金	200	純資産の部	
		【株主資本】	200
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		純資産の部合計	200
資産の部合計	200	負債及び純資産合計	200

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(中略)

<本件吸収分割②に関する事項>

(中略)

2. 分割対価の相当性に関する事項

月島マシンセールスは、本件分割に際して当社に対して月島マシンセールスが承継する権利義務に代わり、月島マシンセールスの普通株式 8,600 株を交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、月島マシンセールスが当社の完全子会社であることを踏まえ、当社および月島マシンセールスが協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。また、月島マシンセールスが本件吸収分割②に際して増加させる資本金および準備金の額は、本件吸収分割②後における月島マシンセールスの事業内容および当社から承継する権利義務に照らして、相当であると判断しております。

(中略)

4. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙②—2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

以上

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2022 年 5 月 27 日

月島機械株式会社

2022 年 5 月 27 日

吸収分割に係る事前開示書類

東京都中央区晴海 3 丁目 5 番 1 号

月島機械株式会社

代表取締役社長 福沢 義之

当社（2023 年 4 月 1 日付で「月島ホールディングス株式会社」に商号変更予定）は、2022 年 4 月 28 日付で当社の 100%子会社である月島水エンジニアリング分割準備株式会社（以下「月島水エンジニアリング」といいます。）と吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2023 年 4 月 1 日として当社の水環境事業に関する権利義務を月島水エンジニアリングに承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割①」といいます。）を行うこと、および 2022 年 4 月 28 日付で当社の 100%子会社である月島マシンセールス株式会社（以下「月島マシンセールス」といいます。）と吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2023 年 4 月 1 日として当社の産業事業に関する権利義務を月島マシンセールスに承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割②」といいます。）を行うことを決議いたしました。

本件吸収分割①および本件吸収分割②に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

<本件吸収分割①に関する事項>

1. 吸収分割契約の内容

2022 年 4 月 28 日付で当社と月島水エンジニアリングとの間で締結した吸収分割契約は、別紙①—1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

月島水エンジニアリングは、本件分割に際して当社に対して月島水エンジニアリングが承継する権利義務に代わり、月島水エンジニアリングの普通株式 980,000 株を交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、月島水エンジニアリングが当社の完全子会社であることを踏まえ、当社および月島水エンジニアリングが協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。また、月島水エンジニアリング

が本件吸収分割①に際して増加させる資本金および準備金の額は、本件吸収分割①後における月島水エンジニアリングの事業内容および当社から承継する権利義務に照らして、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

月島水エンジニアリングは2022年4月1日に設立された会社であり、最終事業年度に係る計算書類等はありません。成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】 現金及び預金	200	負債の部合計	0
	200	純資産の部	
		【株主資本】	200
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		純資産の部合計	200
資産の部合計	200	負債及び純資産合計	200

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

当社および月島水エンジニアリングは、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。

従いまして、本件吸収分割①において当社および月島水エンジニアリングが負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

<本件吸収分割②に関する事項>

1. 吸収分割契約の内容

2022 年 4 月 28 日付で当社と月島マシンセールスとの間で締結した吸収分割契約は、別紙②— 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

月島マシンセールスは、本件分割に際して当社に対して月島マシンセールスが承継する権利義務に代わり、月島マシンセールスの普通株式 8,600 株を交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、月島マシンセールスが当社の完全子会社であることを踏まえ、当社および月島マシンセールスが協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。また、月島マシンセールスが本件吸収分割②に際して増加させる資本金および準備金の額は、本件吸収分割②後における月島マシンセールスの事業内容および当社から承継する権利義務に照らして、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙②— 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

当社および月島マシンセールスは、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておられません。

従いまして、本件吸収分割②において当社および月島マシンセールスが負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

以 上

別紙①—1 当社と月島水エンジニアリングとの吸収分割契約



吸収分割契約書

月島機械株式会社（以下、「甲」という。）と月島水エンジニアリング分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、水環境事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：月島機械株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：月島水エンジニアリング分割準備株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式98万株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金の額 金4,900百万円
- (2) 上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、乙が定める。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2022年6月24日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2022年6月16日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「月島ホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通保有する。

2022年4月28日

甲 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福沢 義之 

乙 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島水エンジニアリング分割準備株式会社
代表取締役社長 細川 展宏 

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産（知的財産権については第4項（2）号において定める。）

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、仕掛品、原材料及び貯蔵品、未収入金、短期貸付金、並びにその他流動資産

(2) 固定資産

建物及び建物附属設備、機械装置、車輛運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア、長期前払費用、並びにその他固定資産

(3) 株式及び投資有価証券

(4) 長期貸付金、長期差入保証金

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

(1) 流動負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、前受金（契約負債）、並びにその他流動負債

(2) 固定負債

退職給付引当金、長期未払金、資産除去債務、並びにその他固定負債

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(2) 知的財産権

本件事業に属する知的財産権。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以 上



吸収分割契約書

月島機械株式会社（以下、「甲」という。）と月島水エンジニアリング分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、水環境事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：月島機械株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：月島水エンジニアリング分割準備株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式98万株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金の額 金4,900百万円
- (2) 上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、乙が定める。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2022年6月24日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2022年6月16日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「月島ホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 1 1 条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各 1 通保有する。

2022年 4月28日

甲 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福沢 義之 @ 

乙 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島水エンジニアリング分割準備株式会社
代表取締役社長 細川 展宏 @ 

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産（知的財産権については第4項（2）号において定める。）

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、仕掛品、原材料及び貯蔵品、未収入金、短期貸付金、並びにその他流動資産

(2) 固定資産

建物及び建物附属設備、機械装置、車輛運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア、長期前払費用、並びにその他固定資産

(3) 株式及び投資有価証券

(4) 長期貸付金、長期差入保証金

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

(1) 流動負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、前受金（契約負債）、並びにその他流動負債

(2) 固定負債

退職給付引当金、長期未払金、資産除去債務、並びにその他固定負債

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(2) 知的財産権

本件事業に属する知的財産権。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以 上

別紙②—1 当社と月島マシンセールスとの吸収分割契約



吸収分割契約書

月島機械株式会社（以下、「甲」という。）と月島マシンセールス株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、産業事業（室蘭工場における製造事業を含み、以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：月島機械株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：月島マシンセールス株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式8,600株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- （1）増加資本金の額 金430百万円
- （2）上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、乙が定める。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2022年6月24日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2022年6月16日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「月島ホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通保有する。

2022年4月28日

甲 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福沢 義之



乙 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島マシンセールス株式会社
代表取締役社長 山口 良二



別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産（知的財産権については第4項（2）号において定める。）

（1）流動資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、仕掛品、原材料及び貯蔵品、未収入金、並びにその他流動資産

（2）固定資産

建物及び建物附属設備、機械装置、車輛運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア、長期前払費用、並びにその他固定資産

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

（1）流動負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、前受金（契約負債）、並びにその他流動負債

（2）固定負債

退職給付引当金、その他固定負債

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

（2）知的財産権

本件事業に属する知的財産権。

（3）許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以 上



吸収分割契約書

月島機械株式会社（以下、「甲」という。）と月島マシンセールス株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、産業事業（室蘭工場における製造事業を含み、以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：月島機械株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：月島マシンセールス株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式8,600株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金の額 金430百万円
- (2) 上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、乙が定める。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2022年6月24日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2022年6月16日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「月島ホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通保有する。

2022年4月28日

甲 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福沢 義之



乙 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島マシンセールス株式会社
代表取締役社長 山口 良二



別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産（知的財産権については第4項（2）号において定める。）

（1）流動資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、仕掛品、原材料及び貯蔵品、未収入金、並びにその他流動資産

（2）固定資産

建物及び建物附属設備、機械装置、車輛運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア、長期前払費用、並びにその他固定資産

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

（1）流動負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、前受金（契約負債）、並びにその他流動負債

（2）固定負債

退職給付引当金、その他固定負債

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

（2）知的財産権

本件事業に属する知的財産権。

（3）許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以 上

別紙②ー2 月島マシンセールの計算書類等

月島マシンセールス株式会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

事業報告

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動の停滞および長期化で先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下で当社は、受注目標 2 1 億円を掲げて受注活動を展開してまいりました。セグメント別では、単体機器は予算 1 0 億 6 0 百万円と比較して 7 億 1 1 百万円減少の 3 億 4 9 百万円となり、砂糖関係は予算 8 億円と比較して 8 3 百万円増加の 8 億 8 3 百万円となりました。また、部品は予算 2 億 4 0 百万円と比較して 5 7 百万円減少の 1 億 8 3 百万円となり、受注高合計は予算と比較して 6 億 8 5 百万円減少の 1 4 億 1 5 百万円となりました。

売上高においては、予算 2 0 億円と比較して 4 億 8 6 百万円減収の 1 5 億 1 4 百万円となりました。セグメント別では、単体機器は、予算 1 0 億 5 0 百万円と比較して 5 億 3 5 百万円減収の 5 億 1 5 百万円、砂糖関係は予算 7 億 5 0 百万円と比較して 5 7 百万円増収の 8 億 7 百万円となりました。また、部品は予算 2 億円と比較して 8 百万円減収の 1 億 9 2 百万円となりました。

収益面においては、コストダウン活動を水平展開した結果、工事利益率は予算 3 5 . 5 % から 1 . 1 ポイント改善し、3 6 . 6 % となりましたが、減収が響き工事利益は予算 6 億 3 百万円と比較して 4 8 百万円減益の 5 億 5 5 百万円となりました。

また、損益面においては工事利益率の改善および一般管理費の減少はあったものの減収が響き営業利益は予算 1 億 5 0 百万円と比較して 8 百万円減益の 1 億 4 2 百万円、経常利益は予算 1 億 5 1 百万円と比較して、9 百万円減益の 1 億 4 2 百万円となりました。

なお、今期は本店移転費用 1 5 百万円を特別損失に計上しております。

事業部門別の状況 (2020/4－2021/3)

セグメント	売上高	構成比	受注高	構成比
	百万円	%	百万円	%
単体機器	515	34.0%	349	24.7%
部品	192	12.7%	183	12.9%
砂糖関係	807	53.3%	883	62.4%
合計	1,514	100.0%	1,415	100.0%

(2) 設備投資等の状況

設備投資の総額は1,841千円で、次のとおりです。

先端可動式内視鏡 450千円

制御盤設計用パソコン 707千円

ドーム型サイクロン 684千円

(3) 資金調達等の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2018年3月 第33期	2019年3月 第34期	2020年3月 第35期	2021年3月 第36期	前期比 増減率
受注高	1,542,212	1,708,602	1,671,632	1,415,106	△ 15.3%
売上高	1,206,739	1,850,787	1,649,744	1,514,231	△ 8.2%
営業利益	80,488	206,191	153,954	141,722	△ 7.9%
経常利益	80,477	205,951	156,166	142,098	△ 9.0%
当期純利益	54,873	132,172	100,097	83,131	△ 16.9%
1株当たり当期純利益 (円)	274,369.19	660,861.83	500,486.53	415,655.93	△ 16.9%
総資産	622,031	1,030,929	722,598	866,558	19.9%
純資産	256,804	334,103	302,029	285,080	△ 5.6%
1株当たり純資産額 (円)	1,284,022.56	1,670,519.39	1,510,145.92	1,425,401.85	△ 5.6%

(5) 対処すべき課題

当社は月島機械(株)との連携を更に強化し、組織的に活動していくことで新規顧客の開拓を図り、受注高・売上高の拡大を目指すとともに採算性を重視した活動を行って利益の創出に貢献できるよう、注力してまいります。

また、月島機械グループ外の受注高・売上高の拡大を全社員一丸となって進めるとともに、更なるコストダウンに努め、価格競争力強化を引き続き図ってまいります。

(6) 親会社および子会社の状況（2021年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は月島機械株式会社であり、同社は当社の株式を200株（出資比率100%）保有しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、主として各種産業用機械・装置の開発、設計、製造、据付、販売ならびに点検、および改修工事等を行っております。

(8) 本社（2021年3月31日現在）

東京都中央区晴海三丁目5番1号 月島機械本社ビル3階

(9) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	△2名	57.5	11.4年

(注)上記には、役員（使用人兼務取締役を含む）、技監、派遣社員、パート契約社員、臨時的社員、他の会社から当社への出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) 短期リース債務（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(12) 長期リース債務（1年以内のものは除く）（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 800 株
 (2) 発行済株式の総数 200 株
 (3) 株主 1 名

株 主 名	持 株 数	議決権比率
月島機械株式会社	200株	100%

3. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1)取締役および監査役の氏名等

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役		山口良二	社長執行役員
取締役	管理部担当	木山繁豊	執行役員管理部長
取締役	営業部担当	小泉 博	執行役員営業部長
監査役		佐藤光政	月島機械(株)財務部主計グループリーダー

(2)当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 就任

2020年6月18日開催の第35回定時株主総会において、取締役には山口良二氏、木山繁豊氏、小泉博氏、監査役に佐藤光政氏が選任され、同日開催の臨時取締役会で山口良二氏が代表取締役社長社長執行役員に就任いたしました。

② 退任

2020年6月18日開催の第35回定時株主総会の終結の時をもって監査役加地規人が退任しました。

(3)取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区分	支給人員	支給額	区分	支給人員	支給額
取 締 役	2名	23,443	監 査 役	0名	－
社外取締役	0名	－	社外監査役	0名	－
合計	2名	23,443	合計	0名	－

(注) 1. 上記の支給額は当期累計期間の支給額(役員報酬19,558 役員退職慰労金繰入額3,885)です。

尚、上記支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。

(注) 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。

計算書類

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	822,444	流動負債	526,273
現金及び預金	323,914	買掛金	355,610
受取手形	58,355	未払金	45,493
売掛金	288,549	未払費用	21,866
原材料及び貯蔵品	30,097	未払法人税等	6,396
仕掛品	118,209	預り金	3,276
前払費用	549	賞与引当金	43,200
その他の流動資産	5,388	前受金	42,240
貸倒引当金	△ 2,620	完成工事補償引当金	7,390
固定資産	44,113	未払消費税	800
有形固定資産	2,604	固定負債	55,203
機械及び装置	1,671	退職給付引当金	39,418
工具器具備品	933	役員退職慰労引当金	15,785
無形固定資産	364	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	364	株主資本	285,080
投資その他の資産	41,144	資本金	20,000
繰延税金資産	41,144	利益剰余金	265,080
		利益準備金	5,000
		繰越利益剰余金	260,080
合 計	866,558	合 計	866,558

損 益 計 算 書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,514,231
売上原価	970,715
売上総利益	543,515
販売費及び一般管理費	401,793
営業利益	141,722
営業外収益	
受取利息	2
貸倒引当金戻入額	385
その他の営業外収益	0
営業外費用	
その他の営業外費用	12
経常利益	142,098
特別損失	
本社移転費用	14,756
当期税引前純利益	127,341
法人税、住民税及び事業税	43,682
法人税等調整額	527
当期純利益	83,131

第36期 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	5,000	277,029	282,029	302,029	302,029
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	△ 100,080	△ 100,080	△ 100,080	△ 100,080
当期純利益	－	－	83,131	83,131	83,131	83,131
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△ 16,948	△ 16,948	△ 16,948	△ 16,948
当期末残高	20,000	5,000	260,080	265,080	285,080	285,080

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①仕掛品	……………	個別法
②原材料	……………	総平均法
③貯蔵品	……………	移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）	……………	定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）	……………	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
(3) リース資産	……………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 貸倒引当金 | 売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による相当額を計上しております。 |
| (3) 完成工事補償引当金 | 製品に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率に基づく一定の算定基準により引当計上するほか、特定個別工事に対しては、必要額を見積もり計上しております。 |
| (4) 工事損失引当金 | 受注案件の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を引当計上しております。 |
| (5) 退職給付引当金 | 従業員（出向者は除く）の退職に備えるため、退職金規定に基づく自己都合退職による要支給額を簡便法により計上しております。 |
| (6) 役員退職慰労引当金 | 役員の退任により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 |

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- 連結納税制度の適用 連結納税制度を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	32,737千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	6,513千円
短期金銭債務	61,692千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	128,087千円
仕入高	37,402千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の総数	200株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
定時株主総会決議日	2020年6月18日
配当金の原資	利益剰余金
配当金の総額	100,080,000円
1株当たりの配当額	500,400円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月19日
3. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
2021年6月18日開催の定時株主総会において次の議案の提案をいたします。	
定時株主総会決議日	2021年6月18日
配当金の原資	利益剰余金
配当金の総額	83,100,000円
1株当たりの配当額	415,500円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月21日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金および退職給付引当金であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,425,401円85銭
2. 1株当たり当期純利益	415,655円93銭

附属明細

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形	機械及び装置	1,574	684	—	587	1,671	23,732	25,403
	工具器具備品	0	1,157	—	223	933	9,004	9,938
	小計	1,574	1,841	—	811	2,604	32,737	35,341
	計	1,574	1,841	—	811	2,604	32,737	35,341
無形	その他無形資産	364	—	—	—	364	—	364
	小計	364	—	—	—	364	—	364
合計		1,938	1,841	—	811	2,968	32,737	35,705

主な増減

増加

機械及び装置
工具器具備品
工具器具備品

ドーム型サイクロン
先端可動式内視鏡
制御盤設計用パソコン

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,109	2,723	3,211	2,620
賞与引当金	48,600	85,200	90,600	43,200
完成工事補償引当金	－	7,390	－	7,390
退職給付引当金	39,981	4,692	5,255	39,418
役員退職慰労引当金	18,850	3,885	6,950	15,785

3. 一般管理費の明細

(単位：千円)

費 目	金 額
サービス費	－
計画活動費	－
貸倒引当金繰入額	－
従業員給料	176,057
従業員賞与	33,648
賞与引当金繰入	43,200
退職給付費用	－
退職手当金	8,741
退職給付引当金繰入	4,692
役員退職慰労引当金繰入	3,885
役員退職慰労金	－
役員報酬	19,558
役員賞与	－
役員賞与引当金繰入	－
法定福利費	39,454
福利厚生費(定期券代)	4,765
福利厚生費	1,757
派遣人件費	7,850
従業員教育費	96
採用費	－
消耗品費	2,765
図書費	146
リース料	882
減価償却費	811

修繕費	—
保守管理費	6,616
賃借料	14,296
保険料	2,024
光熱費	1,291
租税公課	1,837
会費	70
旅費交通費	8,033
通信費	5,130
交際費	903
会議費	87
業務委託費	3,847
報酬費用	1,015
特許使用料	—
試験研究費	2,266
特許関係費	5
株式関係費	—
広告宣伝費	5,965
輸出入関連経費	—
販売手数料	—
販売促進費	—
荷造輸送費	—
棚卸減耗損	—
雑費	87
(販売管理費計)	401,793

2021年5月21日

月島マシンセールス株式会社
代表取締役社長 山口 良二 殿

監査役 佐藤 光政 印

監査報告書

『会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』（整備法）第53条により 2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度に係る計算書類および附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役、使用人および親会社の監査役その他の者と意志疎通を図り、情報収集や監査の環境整備に努めるとともに、取締役会等に出席し、取締役および使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類の閲覧や、財産の状況を調査いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書および個別注記表）および附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上